

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶴3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2014. 3

みずの通信

改正の春

いよいよ4月1日から消費税等が増税されます。

準備はできていますか。

消費税等が平成26年4月1日から5%から8%に増税になります。

- 1 20日締の請求となっても、消費税等が4月1日から5%が8%になるため、もう一回、3月31日に締めて、それ以前は5%の請求書、その後は8%の請求書と分かりやすくすることがよいと思います。

仕入れ先等には2回に分けて請求することを依頼し、売り先には2回に分けて請求することを承諾してもらう必要があります。

当然、支払いは1回でよいことになります。

対応をお忘れなく。

- 2 なお、「消費税等還元セール」「消費税はいただきません」「私どもは消費税等を増税しません。」等のうたい文句は不当表示とされています。



ゴルフ会員権の売却損は他の所得と損益通算できましたが、平成26年4月1日から、それができなくなります。売却してもよいと思っているゴルフ会員権をお持ちの方は、平成26年4月1日までに売却されることをお勧めします。

なお、民事再生法（破産を除きます）等で保証金の一部が債権放棄されている場合であっても、個人の場合はその放棄はなかったものとして必要経費を計算しますので、損失の金額は少なくなることはありません。

産業競争力強化法が平成26年1月20日から施行されました。

これにより中小企業者の機械等の特別償却等の上積みができることとなりました。

特別償却 30% ⇒ 100%

税額控除 7% ⇒ 10%

従前の制度より少しだけ適用要件が厳しいので、注意してください。

中古機械等は対象とならないのは、従前通りです。

なお、経営革新等支援機関の提言書が必要な場合がありますが、その際は私どもにご相談ください。

平成26年4月1日から、領収書に貼る印紙が、30,000円以上から50,000円以上に改正されます。

35,000円だからと、200円の印紙を貼ってしまうと、誤納となってしまいます。還付をうけるのは大変面倒な手続きとなりますから、ご注意ください。

なお、ついでに印紙の注意点を申し上げます。

- 1 但し書きに、「消費税等〇〇円を含む。」と書けば、消費税等を差し引いた金額が記載金額となって、その金額で貼付すべき印紙の金額を判定することになりますが、単に「消費

税等を含む」「消費税等8%を含む」との記載ではよくないとされています。

2 次の場合は、営業に関するものではないとして、領収書に印紙を貼付する必要はありません。

- ① サラリーマンが自家用車やマイホーム等を売却した際等に作成する領収書
- ② 販売施設を持たない農業者が耕作した農産物を売却した場合の領収書
- ③ NPO法人と公益認定法人が作成する領収書
- ④ 一般社団（財団）法人で剰余金の分配ができないこととなっている法人の作成する領収書
- ⑤ 協同組合と組合員との間の取引の領収書
- ⑥ 弁護士、医者、税理士、社会保険労務士、設計士、その他自由職業人の領収書



経営者保証に関するガイドラインが今年の2月1日から適用開始となりました。

基本的には金融機関側の対応となりますから、今後、どのような展開となっていくかはわかりませんが、倒産した際、経営者のその後の生活を補償するために、すべての財産を金融機関への返済とするのではなく、失業給付の金額相当額を残すことにする、通常の住宅であれば自宅を残す道も考慮するとされています。

今後の保証契約から適用されますが、従来の保証契約であっても見直しが行われれば、適用されるとしています。

ただ、法律ではなく金融機関側の申し合わせ等ですので、真面目に経営をしてきて、真面目に会社を整理した場合に金融機関側がそのような誠意に報いる道を創ったということだと思います。

なお、これに該当した場合は、金融機関側としては、借入金を踏み倒した経営者としての履歴ではなく、完済した経営者との扱いになります。

平成25年度の補正予算に**創業補助金**と**ものづくり補助金**の枠が設けられました。

ものづくり補助金は、すでに2月から募集開始となっています。

創業補助金は3月中旬に公募が開始されます。

香を探る 梅に蔵見る 軒端哉（芭蕉）